

弘前市の給与・定員管理等について(令和6年度)

令和7年4月1日

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (R6.1.1)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考)令和4年度 人件費率
令和5年度	人 161,958	千円 86,880,280	千円 829,480	千円 9,228,680	% 10.62	% 10.61

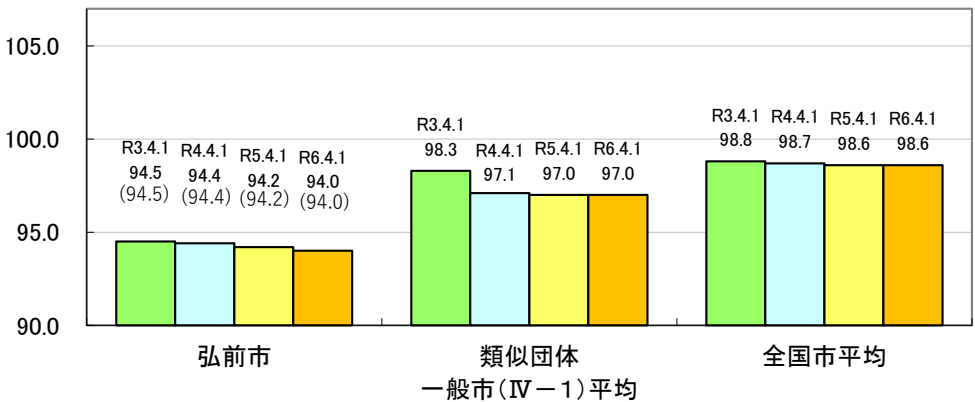
(注) 人件費には、退職手当、共済費、特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 (A)	給与費				(参考)1人当たり	(参考)類似団体
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	給与費(B/A)	一般市(Ⅳ-1)平均 1人当たり給与費
令和5年度	人 1,067	千円 3,753,591	千円 602,768	千円 1,427,307	千円 5,783,666	千円 5,420	千円 5,938

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数です。
3 給与費については、短時間勤務職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員及び会計年度任用職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。
地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数です。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に到達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与改定の状況

弘前市では人事委員会を設置していないため、省略します。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 基本給表の見直し

(基本給表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内 容)

一般職基本給表について、国の見直しの内容を踏まえ、平均2%引下げ。1・2級の初任給号給などは除き、3級以上の高位号給は最大4%程度引下げ。激変緩和のため、4年間(平成31年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般職基本給表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

(対象者) 東京都特別区在勤職員
(支給割合) 国基準20%に対し、弘前市においても20%を支給。
(実施時期) 平成27年4月1日より実施。

	平成26年度の 支給割合	平成27年度以降の 支給割合
国基準による支給割合	18%	20%
弘前市の支給割合	18%	20%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
弘前市	41.3 歳	299,232 円	349,061 円	324,907 円
青森県	42.6 歳	312,300 円	372,905 円	340,471 円
国	42.1 歳	323,823 円	- 円	405,378 円
一般市(Ⅳ-1)	41.4 歳	309,812 円	374,237 円	338,095 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間		参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢 (B)	
弘前市	55.6歳	83人	273,713円	307,987円	286,650円	-	- 歳	- 円
うち用務員	57.8歳	22人	272,595円	285,741円	283,908円	他に分類されない運搬・ 清掃・包装等従事者	49.1歳	244.8 千円
うち清掃職員	*歳	3人	*円	*円	*円	廃棄物処理業従業者	47.7歳	314.9 千円
うち自動車運転手	52.5歳	21人	254,181円	287,986円	265,350円	-	- 歳	- 円
うちその他の技能労務職	55.6歳	37人	286,822円	334,592円	301,736円	-	- 歳	- 円
青森県	53.5歳	224人	300,700円	335,767円	317,194円	-	- 歳	- 円
国	51.2歳	1,829人	288,144円	- 円	330,553円	-	- 歳	- 円
一般市(Ⅳ-1)	53.1歳	51人	293,832円	324,262円	309,608円	-	- 歳	- 円

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
弘前市	4,824,393円	- 円	-
うち用務員	4,548,453円	3,297.3 千円	1.38
うち清掃職員	*円	4,376.3 千円	*
うち自動車運転手	4,486,644円	- 円	-
うちその他の技能労務職	5,231,643円	- 円	-

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(令和3～5年度の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

3 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が10人未満である場合はアスタリスク(*)としています。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区分		弘前市	青森県	国
一般行政職	大学卒	196,200 円	202,400 円	196,200 円
	高校卒	166,600 円	170,900 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	164,000 円	169,000 円	－ 円
	中学卒	151,200 円	155,300 円	－ 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	247,590 円	320,987 円	358,627 円	401,383 円
	高校卒	224,450 円	293,500 円	321,713 円	352,725 円
区分		経験年数7年以上12年未満	経験年数17年以上22年未満	経験年数22年以上27年未満	経験年数27年以上32年未満
技能労務職	高校卒	216,933 円	－ 円	－ 円	302,269 円

(注) 1 経験年数とは、卒業後直ちに採用されている場合は、採用後の年数をいいます。

2 技能労務職は、給与決定上の学歴は中学卒ですが、実際の最終学歴は高校卒の場合が多いため、高校卒業後の経験年数で示しています。なお、該当者がいない場合や1人の場合は記載していません。

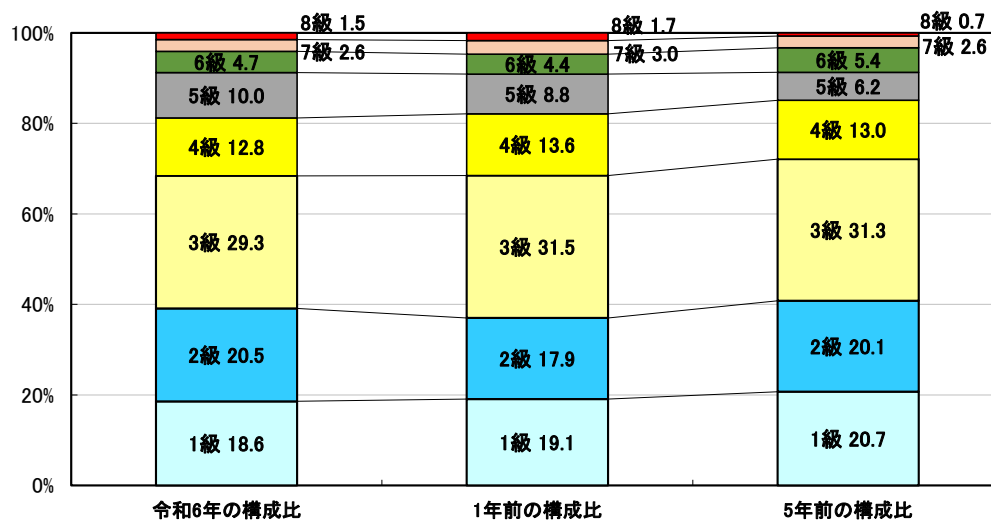
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和6年4月1日現在)

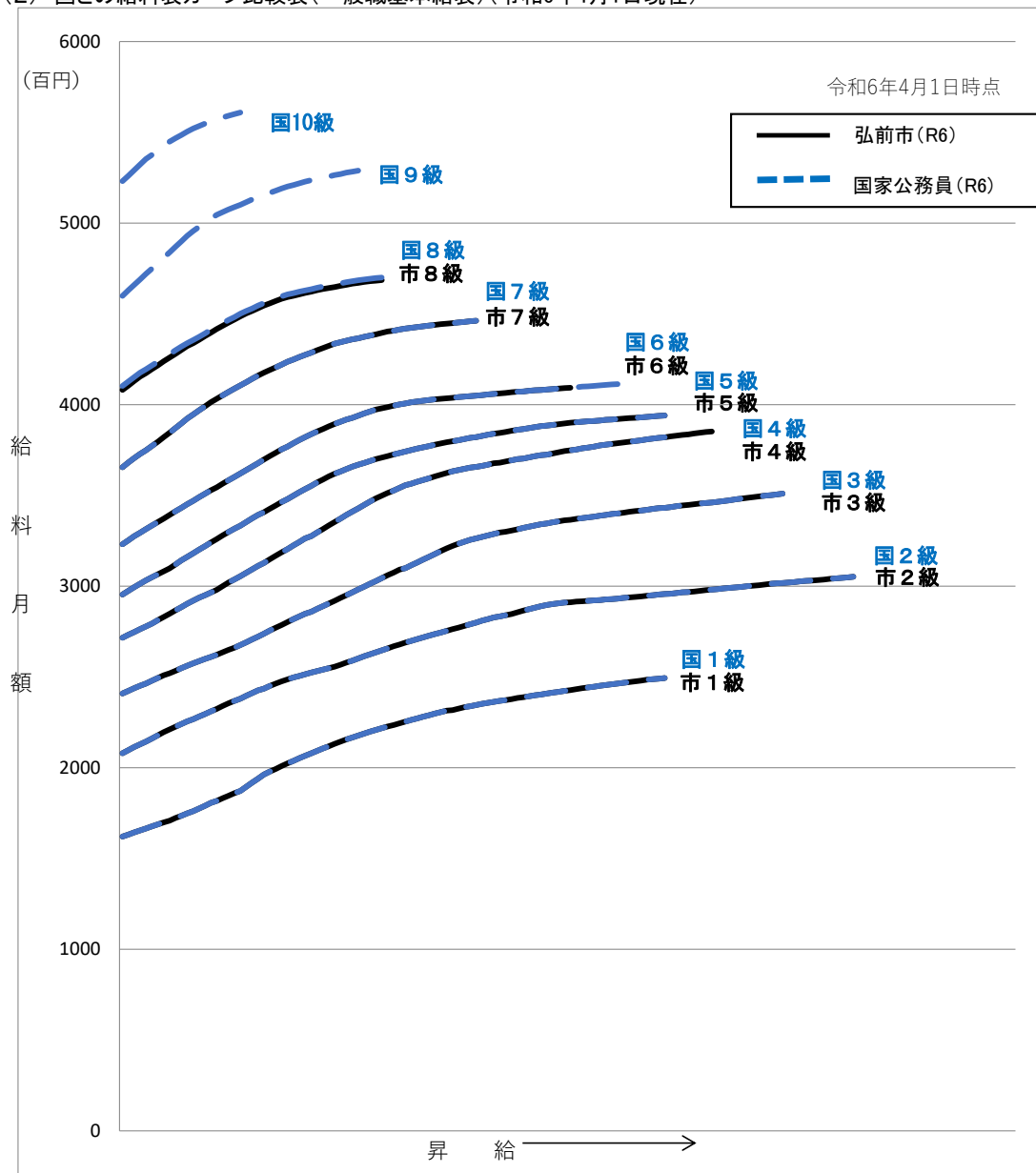
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事	169 人	18.6 %	162,100 円	249,400 円
2 級	主事	187 人	20.5 %	208,000 円	305,200 円
3 級	係長・主査	266 人	29.3 %	240,900 円	351,000 円
4 級	課長補佐・主幹	117 人	12.8 %	271,600 円	385,200 円
5 級	課長補佐	91 人	10.0 %	295,400 円	394,000 円
6 級	課長	43 人	4.7 %	323,100 円	409,300 円
7 級	部長・課長	24 人	2.6 %	365,500 円	446,200 円
8 級	部長	14 人	1.5 %	410,300 円	470,000 円

(注) 1 弘前市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表(一般職基本給表)(令和6年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(弘前市)

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	○
	上位、標準の区分		○		
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

弘前市	青森県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,231 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,657 千円	-
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 1.95 月分 (1.375)月分 (0.925)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 1.95 月分 (1.375)月分 (0.925)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5%～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5%～20% ・ 管理職加算 10%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5%～20% ・ 管理職加算 10%～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(弘前市)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和5年4月1日現在)

弘前市	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度額 47.709 月分 (その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算) (退職時特別昇給 なし) 調整額 在職中の職責等による貢献度に基づく加算 (0 ～ 59,550)円 × 60ヵ月 1人当たり平均支給額 自己都合 10,333 千円 勸奨・定年 0 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度額 47.709 月分 (その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置(3%～45%加算) (退職時特別昇給 なし) 調整額 在職中の職責等による貢献度に基づく加算 (0 ～ 95,400)円 × 60ヵ月

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)			5,869 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			586,946 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
弘前市	0 %	0 人	0 %
東京都特別区	20 %	* 人	20 %

(注) 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が10人未満である場合はアスタリスク(*)としています。

(4) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)			4,182	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			40,599	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)			9.2	%
手当の種類(手当数)			8	種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
高所作業手当	公園緑地課の職員 道路維持課の職員	地上5メートル以上の箇所で行うせん定作業(高所作業車使用の場合は10メートル)、地上10メートル以上の箇所で行う除雪作業等	35千円	220円/日 4時間未満のとき 132円/日
死体処理手当	福祉事務所に勤務する職員 斎場の職員	行旅死亡人の措置業務及び独居人等の行旅死亡人以外の死亡人に係る死体処理業務、斎場で行う病死し、又ははき死した愛がん動物等の死体受付業務、斎場勤務の看守長及び看守による死体処理業務	2,019千円	行旅死亡人の措置業務等 2,650円/件 愛がん動物の死体処理業務等 300円/日 斎場勤務死体処理業務等 1,400円/日
有害物取扱手当	公園緑地課の職員	樹木の病虫害駆除のための薬剤散布業務、毒物及び劇物取締法に規定する毒物又は劇物を使用した水質検査・運搬等の業務等	9千円	200円/日
道路上作業手当	道路維持課の職員	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業、除雪車による除雪作業及び排雪等の作業(午後5時～翌日6時までの間の作業・暴風雪警報又は大雪警報発令下の作業)	1,364千円	300円/日 4時間未満のとき 180円/日 暴風雪警報・大雪警報 発令時 450円/日 4時間未満のとき 270円/日
用地交渉等手当	右記の業務に従事した職員	用地買収、用地の移転補償及び代替地のあっせんに関する交渉の業務等	3千円	650円/日
社会福祉手当	福祉事務所に勤務する右記業務に従事した職員	精神疾患患者・認知症高齢者・知的障がい者等の居宅を訪問して行う相談又は指導の業務等	506千円	200円/日
清掃事業従事手当	環境課の技能主事	清掃業務に従事した場合	250千円	400円/日 単独で従事した場合 1,070円/日
防疫作業手当	右記の業務に従事した職員	職員が鳥インフルエンザの病原体の付着した物件又は付着の疑いのある物件の処理作業に従事した場合	0千円	380円/日

(注) 支給職員1人当たり平均支給年額及び職員全体に占める手当支給職員の割合を算出する際の職員数は、短時間勤務職員は含まれており、会計年度任用職員は除きます。

(5) 時間外勤務手当

令和5年度 決算	支給実績	265,546	千円
	職員1人当たり平均支給年額	248	千円
令和4年度 決算	支給実績	305,061	千円
	職員1人当たり平均支給年額	279	千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「〇年度決算」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員は含まれており、会計年度任用職員は除きます。休日勤務手当も含まれます。

(6) その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	異	一定の給与水準 (一般職基本給表 の8級相当)以上の 職員に対する、 子以外の扶養親族 に係る手当の額が 異なる	120,256 千円	229,495 円
	①配偶者				
	②子				
	③その他				
	満15歳に達する日後の最初の 4月1日から満22歳に達する日 以後の最初の3月31日まで にある子に加算となる額 1人につき				
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け 一定額(12,000円)を超える家賃を支 払っている職員に支給	異	支給対象となる家 賃の下限及び支給 限度額が異なる	70,175 千円	273,052 円
	借家・借間 (支給限度額)				
通勤手当	通勤のため自動車や電車などを利用 している職員に支給	同		42,682 千円	52,178 円
	交通機関利用者 (支給限度額)				
	自動車利用者 片道2km以上				
	片道60km以上				
休日勤務 手当	祝日法による休日等及び年末年始の 休日等において、正規の勤務時間中 に勤務した職員に支給	異	勤務1時間当たり 単価の算出方法 が異なる	5,427 千円	24,891 円
管理職員 特別勤務 手当	管理職手当の支給を受ける職員が、臨時 又は緊急の必要、その他公務の必要により ・休日等に勤務した場合に支給	同		1,218 千円	35,831 円
	部長級				
	課長級				
	・災害対処等で平日深夜に勤務した場合に支給 1回につき				
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員について、 その職務の特殊性に基づき支給			70,001 千円	693,071 円
	部長級(上限額)				
	課長級(上限額)				
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日に おいて在職する職員に対して支給	同		67,998 千円	64,088 円
	世帯主 扶養親族あり				
	扶養親族なし				
	その他の職員				
単身赴任手当	異動などにより配偶者と別居して単身で生活 している場合に支給			* 千円	* 円
	支給限度額				

(注) 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が10人未満である場合はアスタリスク(*)としています。

5 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

市長、副市長、教育長、代表監査委員の給料月額及び議員報酬の額は平成30年7月1日に改定を行いました。

区 分			給料月額等	(参考)類似団体・一般市(Ⅳ－1)における 給料月額等最高額 給料月額等最低額	
給料	市 長	長	1,050,000 円	1,050,000 円	940,000 円
	副 市 長	副 市 長	863,000 円	863,000 円	715,000 円
報酬	議 長	議 長	610,000 円	610,000 円	500,000 円
	副 議 長	副 議 長	547,000 円	547,000 円	420,000 円
	議 員	議 員	517,000 円	517,000 円	400,000 円
期末手当	支給割合(令和5年度実績)		加算措置		年間支給額
	市 長	長	3.30 月分	20 %	4,158,000 円
	副 市 長	副 市 長	3.30 月分	20 %	3,417,480 円
	議 長	議 長	3.30 月分	20 %	2,415,600 円
	副 議 長	副 議 長	3.30 月分	20 %	2,166,120 円
	議 員	議 員	3.30 月分	20 %	2,047,320 円
退職手当	算定方式		1期の手当額		支給時期
	市 長	長	1,050,000円×在職月数×0.52	26,208,000 円	任期毎
	副 市 長	副 市 長	863,000円×在職月数×0.30	12,427,200 円	〃
その他の手当			市長・副市長に寒冷地手当(一般職と同様の支給基準)		

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

《参考》

区 分			給料月額等	(参考)類似団体・一般市(Ⅳ－1)における 給料月額等最高額 給料月額等最低額	
給料	代表監査委員	代表監査委員	558,000 円	公表されていません	公表されていません
	教 育 長	教 育 長	749,000 円	公表されていません	公表されていません
期末手当	支給割合(令和5年度実績)		加算措置		年間支給額
	代表監査委員	代表監査委員	3.30 月分	20 %	2,209,680 円
	教 育 長	教 育 長	3.30 月分	20 %	2,966,040 円
退職手当	算定方式		1期の手当額		支給時期
	代表監査委員	代表監査委員	558,000円×在職月数×0.18	4,821,120 円	任期毎
	教 育 長	教 育 長	749,000円×在職月数×0.23	6,201,720 円	〃
その他の手当			寒冷地手当(一般職と同様の支給基準)		

(注) 1期の期間は、代表監査委員は4年＝48月、教育長は3年＝36月です。

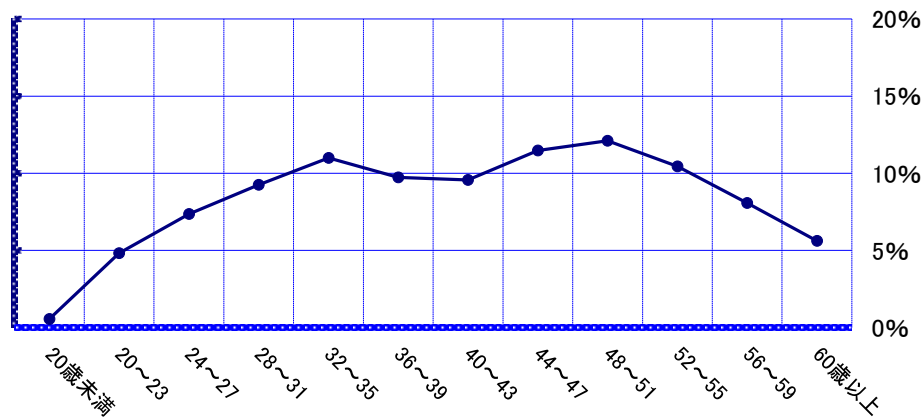
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和5年	令和6年		
普通会計部門	議会	11	12	1	育児休業に伴う増員
	総務・企画	283	304	21	業務量増加及び育児休業等による増員
	税務	79	80	1	業務量増加による増員
	労働	2	2	0	
	農林水産	78	77	△ 1	業務の見直しによる減員
	商工	48	48	0	
	土木	174	183	9	業務量増加等による増員
	民生	139	146	7	業務の体制強化等による増員
	衛生	93	87	△ 6	業務の見直し等による減員
	計	907	939	32	<参考>人口1万人当たり職員数 57.98 人（類似団体一般市(Ⅳ－1) 56.10 人）
	教育部門	160	158	△ 2	業務の見直し等による減員
	消防部門	0	0	0	
	小 計	1,067	1,097	30	<参考>人口1万人当たり職員数 67.73 人（類似団体一般市(Ⅳ－1) 73.20 人）
公営企業等	病院	0	0	0	
	水道	56	57	1	業務量増加による増員
	交通	0	0	0	
	下水道	38	39	1	業務量増加による増員
	その他	71	71	0	
	小 計	165	167	2	
合 計		1,232 [1,377]	1,264 [1,377]	32 [0]	<参考>人口1万人当たり職員数 78.04 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
地方公務員の身分を有する休職者・派遣職員を含み、会計年度任用職員を除いています。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
人 7	人 61	人 93	人 117	人 139	人 123	人 121	人 145	人 153	人 132	人 102	人 71	人 1,264

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年 度 部門別	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	871	877	875	901	907	939	68 (7.8)
教 育	171	173	169	159	160	158	△ 13 (△7.6)
消 防	-	-	-	-	-	-	- -
普通会計計	1,042	1,050	1,044	1,060	1,067	1,097	55 (5.3)
公営企業等会計計	359	342	333	171	165	167	△ 192 (△53.5)
総合計	1,401	1,392	1,377	1,231	1,232	1,264	△ 137 (△9.8)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

2 職員数は地方公務員の身分を有する休職者・派遣職員を含み、会計年度任用職員を除いています。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考)令和4年度の 総費用に占める 職員給与費比率
令和5年度	千円 3,483,205	千円 306,547	千円 312,947	% 8.98	% 9.98

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費74,502千円を含みません。

区分	職員数 (A)	給与費				(参考)1人当たり 給与費(B/A)	(参考)市町村 水道事業平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
令和5年度	人 59	千円 206,729	千円 104,819	千円 79,324	千円 390,872	千円 6,625	千円 6,118

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は令和6年3月31日現在の人数です。
3 給与費及び職員数には、会計年度任用職員を含んでいません。

イ 特記事項

- ・ 特になし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和6年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
弘前市上下水道部(水道事業)	44.4 歳	303,487 円	446,849 円
水道事業(公営企業会計)市町村平均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円
事業者	- 歳	- 円	- 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

弘前市上下水道部(水道事業)	水道事業(公営企業会計)市町村平均
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,344 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,505 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分 勤勉手当 1.95 月分 (0.925)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 - 月分 (-)月分 勤勉手当 - 月分 (-)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5%~20%	(加算措置の状況) -

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

弘前市上下水道部(水道事業)			水道事業(公営企業会計)市町村平均		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	- 月分	- 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	- 月分	- 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	- 月分	- 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	- 月分	- 月分
(その他の加算措置)			(その他の加算措置)		
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			-		
(退職時特別昇給 なし)			調整額		
調整額			-		
在職中の職責等による貢献度に基づく加算			1人当たり平均支給額		
(0 ~ 59,550)円 × 60ヵ月			11,057 千円		
1人当たり平均支給額					
自己都合		勸奨・定年			
10,333 千円		0 千円			

(注) 弘前市上下水道部(水道事業)の退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した全職種(水道事業以外も含む)に係る職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		-	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		-	円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
-	- %	- 人	- %

エ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)			317 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			9,598 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)			55.9 %	
手当の種類(手当数)			2 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
危険作業手当	右の作業に従事した職員	①次亜塩素酸ナトリウム又は苛性ソーダを取り扱う業務 ②毒物、劇物又はそれらの化合物を取り扱う業務 ③高圧電気施設の保守点検業務 ④流量計ピット内での作業 ⑤交通が遮断されていない車道上における上下水道施設の維持等作業	317千円	①～④…310円/日 ⑤ …300円/日 ⑤ 4時間未満の時 …180円/日
防疫作業手当	右の作業に従事した職員	職員が鳥インフルエンザの病原体の付着した物件又は付着の疑いのある物件の処理作業に従事した場合	0千円	380円/日

(注) 支給職員1人当たり平均支給年額及び職員全体に占める手当支給職員の割合を算出する際の職員数は、短時間勤務職員は含まれており、会計年度任用職員は除きます。

オ 時間外勤務手当

令和5年度 決算	支給実績	9,307 千円
	職員1人当たり平均支給年額	166 千円
令和4年度 決算	支給実績	12,795 千円
	職員1人当たり平均支給年額	224 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「〇年度決算」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員は含まれており、会計年度任用職員は除きます。休日勤務手当も含まれます。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 同異	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	内容と支給単価は弘前市と同様	同		8,140 千円	246,652 円
住居手当	〃	同		3,320 千円	301,793 円
通勤手当	〃	同		3,227 千円	54,685 円
管理職員特別 勤務手当	〃	同		7 千円	7,000 円
夜間勤務手当	〃	同		0 千円	0 円
管理職手当	〃	同		2,188 千円	729,200 円
寒冷地手当	〃	同		3,814 千円	70,617 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考)令和4年度の 総費用に占める 職員給与費比率
令和5年度	千円 5,103,603	千円 144,670	千円 208,820	% 4.09	% 4.35

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 53,169千円を含みません。

区分	職員数 (A)	給与費				(参考)1人当たり 給与費(B/A)	(参考)市町村 下水道事業平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
令和5年度	人 38	千円 135,447	千円 70,944	千円 51,355	千円 257,746	千円 6,783	千円 6,023

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は令和6年3月31日現在の人数です。
3 給与費及び職員数には、会計年度任用職員を含んでいません。

イ 特記事項

・ 特になし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和6年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
弘前市上下水道部(下水道事業)	42.3 歳	304,752 円	448,634 円
下水道事業(公営企業会計)市町村平均	44.5 歳	334,536 円	501,579 円
事業者	- 歳	- 円	- 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

弘前市上下水道部(下水道事業)	下水道事業(公営企業会計)市町村平均
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,351 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,488 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 1.95 月分 (1.375)月分 (0.925)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 - 月分 勤勉手当 - 月分 (-)月分 (-)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5%～20%	(加算措置の状況) -

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

弘前市上下水道部(下水道事業)	下水道事業(公営企業会計)市町村平均
(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度額 47.709 月分 (その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算) (退職時特別昇給 なし) 調整額 在職中の職責等による貢献度に基づく加算 (0 ～ 59,550)円 × 60ヵ月 1人当たり平均支給額 自己都合 10,333 千円 勤奨・定年 0 千円	(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 - 月分 勤続25年 - 月分 勤続35年 - 月分 最高限度額 - 月分 (その他の加算措置) - 調整額 - 1人当たり平均支給額 4,406 千円

(注) 弘前市上下水道部(下水道事業)の退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した全職種(下水道事業以外も含む)に係る職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		－		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		－		円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)	
－	－	％	－	人
			－	％

エ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)			118 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			7,363 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)			42.1 %	
手当の種類(手当数)			3 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
下水道業務従事 手当	上下水道部(下水道 施設課)の職員	①汚水ますの内部の確認等の作業 ②災害及び故障等に伴う現場作業で下水道業務に係るもの(管理者が認めるものに限る。) ③前2号に掲げる作業のほか、管理者がこれらに相当すると認める作業	118	400円/日
危険作業手当	右の作業に従事した 職員	①次亜塩素酸ナトリウム又は苛性ソーダを取り扱う業務 ②毒物、劇物又はそれらの化合物を取り扱う業務 ③高圧電気施設の保守点検業務 ④流量計ピット内での作業 ⑤交通が遮断されていない車道上における上下水道施設の維持等作業	0千円	①～④…310円/日 ⑤ …300円/日 ⑤ 4時間未満の時 …180円/日
防疫作業手当	右の作業に従事した 職員	職員が鳥インフルエンザの病原体の付着した物件又は付着の疑いのある物件の処理作業に従事した場合	0千円	380円/日

(注) 支給職員1人当たり平均支給年額及び職員全体に占める手当支給職員の割合を算出する際の職員数は、短時間勤務職員は含まれており、会計年度任用職員は除きます。

オ 時間外勤務手当

令和5年度 決算	支給実績	5,774 千円
	職員1人当たり平均支給年額	165 千円
令和4年度 決算	支給実績	6,839 千円
	職員1人当たり平均支給年額	195 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「〇年度決算」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員は含まれており、会計年度任用職員は除きます。休日勤務手当も含まれます。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 同異	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	内容と支給単価は弘前市と同様	同		3,521 千円	195,565 円
住居手当	〃	同		1,830 千円	228,671 円
通勤手当	〃	同		2,388 千円	62,834 円
管理職員特別 勤務手当	〃	同		0 千円	0 円
夜間勤務手当	〃	同		0 千円	0 円
管理職手当	〃	同		1,799 千円	599,367 円
寒冷地手当	〃	同		2,350 千円	65,264 円